



## マイカー通勤と自動車事故 Q &amp; A

Q 当社の従業員の舞川忠金は、自分の原付自転車で通勤をしています。先日、帰宅途中に歩行者に接触し、けがを負わせました。また、その際、強制保険である自賠責保険が切れていることが判明しました。舞川には資産もなく、被害者は当社に対して治療費を請求してきています。当社に賠償責任はあるのでしょうか

A 従業員のマイカーによる通勤を認めている会社は年々増えています。また、会社としては認めてはいないけれど、結果的に黙認しているとみられるケースもあります。従業員の通勤途上の事故については、会社は責任を負わないのが原則ですが、その実態によって、会社の使用者責任を認める判例もあります。

今回のご質問は、原付自転車は従業員舞川忠金個人所有のものであり、会社の業務に使用することはなく、会社が駐車場を貸すなどの便宜も与えていない場合には、原則的に会社に責任はないと思われれます。ただし、会社が仕事で利用させて、その分のガソリン代を出していたりすると、たとえ通勤途上の事故であっても会社が責任を負うことがあります。

また、実際には業務にもマイカーを使用しており、会社としても業務使用を容認していると考えられるケースがあります。この場合に事故が起これば、会社も運行供用者責任を負うこととなります。

**マイカー通勤規程を用意する**

このように従業員のマイカー通勤は会社もリスクを負っています。したがって、会社は「マイカー通勤規程」を用意し、従業員のマイカー通勤は「原則禁止」を明確にし、会社許可制にすべきです。

**マイカー通勤は原則禁止を明確にする**

マイカー通勤は許可制とし、従業員は「自動車等通勤許可願」を人事部や総務部等の管轄部署に提出し、許可を受けなければならないとします。

**自動車任意保険の加入を絶対条件とする**

マイカー通勤者の自動車に保険が付いていない場合、最終的に資力のある会社が賠償しなければならない可能性が高いため、自動車任意保険の加入をマイカー通勤の許可の絶対の条件にします。

とくに、原付自転車の場合は、車検制度の適用を受けないため、今回の例のように自賠責保険が切れているまま乗り続けていることもあり得ます。したがって、原付自転車の場合には自賠責保険の加入も必ず確認してください。

**マイカーを業務で使用することを禁止する**

業務使用を認めてしまうと、会社は事故における責任の回避が困難になります。業務使用を禁止していても、これに違反している者を放置している場合は同様となりますから注意が必要です。

**自動車事故で損害賠償義務のある者**

- ・ 運転者・・・事故を起こした運転者は、直接の加害者として損害賠償義務があります。(民法709条)
- ・ 運転者の使用者・・・従業員が使用者の業務執行中に事故を起こしたときは、使用者に損害賠償義務があります。(民法715条1項)
- ・ 運行供用者・・・自己の為に自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命・身体を害したときは運行供用者として賠償責任があります。(物的損害の賠償義務はありません)(自賠法3条)

運行供用者責任・・・「運行供用者」とは、自動車を事実上支配し、または自動車の運行により利益を得ている者であり、タクシー会社など社有車を有する法人等が運行供用者にあたり、単に業務で会社の車を運転する従業員などは運行供用者ではない。自賠法第3条に「自己のために自動車を運行の用に供する者(運行供用者)は、その運行によって他人の生命または身体を害したときはこれによって生じた損害を賠償する責に任ずる」と定められており、これを「運行供用者責任」と言う。